

## 第 51 回 地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会

令和 7 年 1 月 27 日（月） 13 : 15 ~  
神戸市役所 1 号館 21 階健康局大会議室

### 議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

地方独立行政法人神戸市民病院機構 第 4 期中期目標および中期計画の変更について

3. 閉 会

---

(配布資料)

委員名簿、事務局名簿、座席表

資料 1 第 4 期中期目標・中期計画（令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月）の変更について

資料 2 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第 4 期中期目標（改正案）

資料 3 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第 4 期中期計画（改正案）

資料 4 欠席委員の意見

## 第4期中期目標・中期計画（令和6年4月～令和11年3月）の変更について

## 1 中期目標及び中期計画の変更事由

西市民病院の再整備については、令和13年度夏頃まで開院時期を延期することを令和6年9月に公表した。それを受け、中期目標及び中期計画に記載されている開院時期を変更する。

また、中期計画に記載されている「料金に関する事項」における病室使用加算の上限額について、物価上昇の状況、市内病院の現状等をふまえ、見直しを実施する。

## 2 主な変更点

## ○ 中期目標

第5 その他業務運営に関する重要事項

3 西市民病院の再整備

開院時期を「令和10年度中」から「令和13年度夏頃」に変更する。

## ○ 中期計画

(1) 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

3 西市民病院の再整備

開院時期を「令和10年度中」から「令和13年度夏頃」に変更する。

(2) 第6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

開院時期の延期を反映したものに変更する。

(3) 第10 料金に関する事項

病室使用加算（室料差額）上限額を変更する。

## 3 今後のスケジュール（市会関係）

評価委員会での意見を踏まえ、中期目標および中期計画の変更案を確定のうえ、以下のスケジュールで市会に提出、議決を求める予定としている。

○ 中期目標の変更：令和7年2月18日 議案提出

令和7年2月25日 議決

○ 中期計画の変更：令和7年3月19日 議案提出

令和7年3月27日 議決

※議決後、設立団体の長である市長による認可

#### 4 病室使用料加算額の上限額について

		種別	変更案	現行	摘要	備考
病室 使用 加算 額	中央市民病院	特室	1人1日につき 3万4,000円	3万円	面積が約27～30㎡の個室	浴槽・シャワーあり、ミニキッチン、電子レンジ等
		個室A	1人1日につき 1万7,000円	1万5,000円	面積が約20～26㎡の個室	シャワーあり
		個室B	1人1日につき 1万2,500円	1万1,000円	面積が約15～18㎡の個室	シャワーあり
		個室C	1人1日につき 1万円	9,000円	面積が約15～18㎡の個室	シャワーなし
		準個室	1人1日につき 4,000円	-		
	西市民病院	特室	1人1日につき 2万7,000円	2万4,000円	面積が約28㎡の個室	浴槽・シャワーあり、ミニキッチン等
		個室A	1人1日につき 1万2,500円	1万1,000円	面積が約14㎡の個室	シャワーあり
		個室B	1人1日につき 1万円	9,000円	面積が約14㎡の個室	シャワーなし
		準個室	1人1日につき 4,000円	-		
	西神戸医療センター	個室A	1人1日につき 1万5,500円	1万4,000円	面積が約17㎡の個室	浴槽・シャワーあり
		個室B	1人1日につき 1万1,000円	1万円	面積が約15㎡の個室	シャワーなし
		2人個室	1人1日につき 1万円	9,000円	面積が約12㎡の個室	共用の浴槽・シャワーあり
		産科個室A	1人1日につき 1万5,500円	1万4,000円	面積が約17㎡の個室	シャワーあり
		産科個室B	1人1日につき 1万1,000円	1万円	面積が約15㎡の個室	シャワーなし
		準個室	1人1日につき 4,000円	-		
	神戸アイセンター	個室A	1人1日につき 1万7,000円	1万5,000円	面積が約22㎡の個室	シャワーあり、ミニキッチン等
個室B		1人1日につき 1万2,500円	1万1,000円	面積が約18㎡の個室	シャワーあり	
個室C		1人1日につき 1万円	9,000円	面積が約16㎡の個室	共用のシャワーあり	
準個室		1人1日につき 4,000円	-			

※特室・個室：広さや浴槽・シャワーの有無など設備の差に応じて病室使用加算料を設定した個室

※準個室：4床室に間仕切り家具を設置するなど、他の病室と比較してプライバシー確保により配慮した個室風の病室

※住所地が市外の方については、表に規定する額の30パーセント増し

## 5 参考法令

### 【地方独立行政法人法】

#### (中期目標)

- 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。【第25条第1項】
- 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。【第25条第3項】

#### (中期計画)

- 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。【第26条第1項】
- 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときはあらかじめ議会の議決を経なければならない。【第83条第3項】

### 【地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会条例】

#### (中期計画)

- 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べる。  
(1)法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。 【第2条】

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期目標（案）

変更後	変更前
目次	目次
【略】	【略】
前文	前文
【略】	【略】
第1～4	第1～4
【略】	【略】
<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>	<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>
<p>1、2（略）</p> <p>3 西市民病院の再整備</p> <p>本市と十分に連携を図りながら、救急医療、感染症・災害医療の強化や地域包括ケアシステムの推進など、市街地西部の中核病院として担うべき役割の実現に向け、<u>令和13年度夏頃</u>の開院をめざして西市民病院の再整備に取り組むこと。</p> <p>とりわけ、3次救急を補完し、より高度な急性期医療を提供するため救急医療の充実を図るとともに、新興感染症発生初期の患者受け入れなど、感染症対応を強化し、また大規模災害時にも診療機能を維持できるような施設とすること。</p>	<p>1、2（略）</p> <p>3 西市民病院の再整備</p> <p>本市と十分に連携を図りながら、救急医療、感染症・災害医療の強化や地域包括ケアシステムの推進など、市街地西部の中核病院として担うべき役割の実現に向け、<u>令和10年度中</u>の開院をめざして西市民病院の再整備に取り組むこと。</p> <p>とりわけ、3次救急を補完し、より高度な急性期医療を提供するため救急医療の充実を図るとともに、新興感染症発生初期の患者受け入れなど、感染症対応を強化し、また大規模災害時にも診療機能を維持できるような施設とすること。</p>

（\_\_\_\_\_は、改正部分を示す。）

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後	変更前
目次	目次
【略】	【略】
前文	前文
【略】	【略】
第1～4	第1～4
【略】	【略】
<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>	<b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b>
<p>1、2（略）</p> <p>3 西市民病院の再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と十分に連携を図りながら、救急医療、感染症・災害医療をはじめとした政策的医療を充実させるなど、市街地西部の中核病院として担うべき役割の実現に向け、<u>令和13年度夏頃</u>の開院をめざして事業に取り組む。</li> <li>・重症系病床を増床し、高度かつ専門的な医療及び急性期医療の対応強化を図る。</li> <li>・新興感染症発生初期において患者受け入れが迅速にできるよう、柔軟に対応できるスペースの確保、動線に配慮した施設設備とするなど、感染症対応の強化を図る。</li> <li>・大規模災害時にも診療機能を継続できるよう地震に強い免震構造等を導入するとともに、若松公園と病院の一体的な活用による、地域の災害対応機能の強化にも繋がる配置計画とする。</li> <li>・現病院から新病院への円滑な移転を行うとともに、新病院開院後の運営の早期安定化に努める。</li> </ul>	<p>1、2（略）</p> <p>3 西市民病院の再整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と十分に連携を図りながら、救急医療、感染症・災害医療をはじめとした政策的医療を充実させるなど、市街地西部の中核病院として担うべき役割の実現に向け、<u>令和10年度中</u>の開院をめざして事業に取り組む。</li> <li>・重症系病床を増床し、高度かつ専門的な医療及び急性期医療の対応強化を図る。</li> <li>・新興感染症発生初期において患者受け入れが迅速にできるよう、柔軟に対応できるスペースの確保、動線に配慮した施設設備とするなど、感染症対応の強化を図る。</li> <li>・大規模災害時にも診療機能を継続できるよう地震に強い免震構造等を導入するとともに、若松公園と病院の一体的な活用による、地域の災害対応機能の強化にも繋がる配置計画とする。</li> <li>・現病院から新病院への円滑な移転を行うとともに、新病院開院後の運営の早期安定化に努める。</li> </ul>
<b>第6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</b>	<b>第6 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</b>

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後		変更前	
<p>「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費負担金等の交付のもと、市民病院としての役割を果たすとともに、安定的な経常収支及び資金収支の維持を図る。</p> <p>1 予算（令和6年度からの5年間） (単位：百万円)</p>		<p>「第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実行することにより、運営費負担金等の交付のもと、市民病院としての役割を果たすとともに、安定的な経常収支及び資金収支の維持を図る。</p> <p>1 予算（令和6年度からの5年間） (単位：百万円)</p>	
区 分	金 額	区 分	金 額
収入		収入	
営業収益	<u>430,276</u>	営業収益	<u>429,534</u>
医業収益	<u>400,707</u>	医業収益	<u>399,965</u>
運営費負担金	28,013	運営費負担金	28,013
その他営業収益	1,556	その他営業収益	1,556
営業外収益	<u>5,424</u>	営業外収益	<u>5,445</u>
運営費負担金	1,313	運営費負担金	1,313
その他営業外収益	<u>4,111</u>	その他営業外収益	<u>4,132</u>
臨時利益	0	臨時利益	0
運営費負担金	0	運営費負担金	0
その他臨時利益	0	その他臨時利益	0
資本収入	<u>40,087</u>	資本収入	<u>50,544</u>
運営費負担金	1,135	運営費負担金	1,135
運営費交付金	0	運営費交付金	0
長期借入金	<u>38,952</u>	長期借入金	<u>49,409</u>
その他資本収入	0	その他資本収入	0
その他の収入	0	その他の収入	0
計	<u>475,787</u>	計	<u>485,523</u>
支出		支出	

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後		変更前	
営業費用	<u>400,932</u>	営業費用	<u>400,985</u>
医業費用	<u>395,414</u>	医業費用	<u>395,467</u>
給与費	167,850	給与費	167,850
材料費	<u>139,349</u>	材料費	<u>139,176</u>
経費	<u>84,050</u>	経費	<u>84,276</u>
研究研修費	4,165	研究研修費	4,165
一般管理費	5,518	一般管理費	5,518
給与費	2,195	給与費	2,195
経費	3,224	経費	3,224
研究研修費	99	研究研修費	99
営業外費用	<u>2,745</u>	営業外費用	<u>3,049</u>
臨時損失	0	臨時損失	0
資本支出	<u>64,340</u>	資本支出	<u>75,352</u>
建設改良費	<u>40,220</u>	建設改良費	<u>50,677</u>
償還金	<u>23,220</u>	償還金	<u>23,775</u>
その他の資本支出	900	その他の資本支出	900
その他の支出	0	その他の支出	0
計	<u>468,017</u>	計	<u>479,386</u>

## [人件費の見積り]

期間中総額 170,045 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

## [運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方によ

## [人件費の見積り]

期間中総額 170,045 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当及び休職者給与の額に相当するものである。

## [運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方によ

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後		変更前	
り算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。		り算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。	
ただし、用地取得に係る建設改良費及び長期借入金元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。		ただし、用地取得に係る建設改良費及び長期借入金元金償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。	
2 収支計画（令和6年度からの5年間）		2 収支計画（令和6年度からの5年間）	
（単位：百万円）		（単位：百万円）	
区 分	金 額	区 分	金 額
収入の部		収入の部	
営業収益	<u>430,336</u>	営業収益	<u>429,593</u>
医業収益	<u>399,677</u>	医業収益	<u>398,934</u>
運営費負担金収益	28,013	運営費負担金収益	28,013
補助金等収益	781	補助金等収益	781
寄付金収益	607	寄付金収益	607
資産見返運営費負担金戻入	0	資産見返運営費負担金戻入	0
資産見返運営費交付金戻入	94	資産見返運営費交付金戻入	94
資産見返補助金戻入	839	資産見返補助金戻入	839
資産見返寄付金戻入	107	資産見返寄付金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	64	資産見返物品受贈額戻入	64
その他営業収益	154	その他営業収益	154
営業外収益	<u>5,215</u>	営業外収益	<u>5,237</u>
運営費負担金収益	1,313	運営費負担金収益	1,313
その他営業外収益	<u>3,902</u>	その他営業外収益	<u>3,924</u>
臨時利益	0	臨時利益	0
運営費負担金収益	0	運営費負担金収益	0
その他臨時利益	0	その他臨時利益	0

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後		変更前	
支出の部		支出の部	
営業費用	<u>411,319</u>	営業費用	<u>411,114</u>
医業費用	<u>405,823</u>	医業費用	<u>405,618</u>
給与費	170,518	給与費	170,518
材料費	<u>127,213</u>	材料費	<u>127,055</u>
経費	<u>76,937</u>	経費	<u>77,138</u>
減価償却費	<u>27,302</u>	減価償却費	<u>27,054</u>
研究研修費	3,853	研究研修費	3,853
一般管理費	5,496	一般管理費	5,496
給与費	2,237	給与費	2,237
経費	2,351	経費	2,351
減価償却費	816	減価償却費	816
研究研修費	92	研究研修費	92
営業外費用	<u>23,880</u>	営業外費用	<u>24,407</u>
財務費用	<u>2,609</u>	財務費用	<u>2,914</u>
控除対象外消費税	<u>19,562</u>	控除対象外消費税	<u>19,563</u>
控除対象外消費税償却	<u>1,576</u>	控除対象外消費税償却	<u>1,797</u>
営業外雑支出	133	営業外雑支出	133
臨時損失	<u>0</u>	臨時損失	<u>2,547</u>
純利益	<u>352</u>	純利益	<u>▲3,238</u>
目的積立金取崩額	0	目的積立金取崩額	0
総利益	<u>352</u>	総利益	<u>▲3,238</u>
※新西市民病院再整備にかかる影響 <u>707</u> 百万円を除くと経常収支は <u>1,059</u> 百万円の黒字。		※新西市民病院再整備にかかる影響 <u>3,829</u> 百万円を除くと経常収支は <u>591</u> 百万円の黒字。	
3 資金計画（令和6年度からの5年間）		3 資金計画（令和6年度からの5年間）	
（単位：百万円）		（単位：百万円）	

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後		変更前	
区 分	金 額	区 分	金 額
資金収入		資金収入	
業務活動による収入	<u>435,699</u>	業務活動による収入	<u>434,979</u>
診療業務による収入	<u>400,707</u>	診療業務による収入	<u>399,965</u>
運営費負担金による収入	29,326	運営費負担金による収入	29,326
その他の業務活動による収入	<u>5,666</u>	その他の業務活動による収入	<u>5,688</u>
投資活動による収入	1,135	投資活動による収入	1,135
運営費負担金による収入	1,135	運営費負担金による収入	1,135
運営費交付金による収入	0	運営費交付金による収入	0
その他の投資活動による収入	0	その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	<u>38,952</u>	財務活動による収入	<u>49,409</u>
長期借入れによる収入	<u>38,952</u>	長期借入れによる収入	<u>49,409</u>
その他の財務活動による収入	0	その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	16,559	前期中期目標の期間よりの繰越金	16,559
資金支出		資金支出	
業務活動による支出	<u>403,682</u>	業務活動による支出	<u>404,034</u>
給与費支出	170,045	給与費支出	170,045
材料費支出	<u>139,349</u>	材料費支出	<u>139,176</u>
その他の業務活動による支出	<u>94,288</u>	その他の業務活動による支出	<u>94,813</u>
投資活動による支出	<u>41,120</u>	投資活動による支出	<u>51,577</u>
有形固定資産の取得による支出	<u>30,706</u>	有形固定資産の取得による支出	<u>41,163</u>
無形固定資産の取得による支出	9,514	無形固定資産の取得による支出	9,514
その他の投資活動による支出	900	その他の投資活動による支出	900
財務活動による支出	<u>23,221</u>	財務活動による支出	<u>23,775</u>
長期借入金の返済による支出	<u>22,042</u>	長期借入金の返済による支出	<u>22,596</u>

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後			変更前		
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,179		移行前地方債償還債務の償還による支出	1,179	
その他の財務活動による支出	0		その他の財務活動による支出	0	
次期中期目標の期間への繰越金	<u>24,322</u>		次期中期目標の期間への繰越金	<u>22,696</u>	
<b>第7～9</b>			<b>第7～9</b>		
【略】			【略】		
<b>第10 料金に関する事項</b>			<b>第10 料金に関する事項</b>		
1 料金 (1)、(2) 【略】 (3) 前2号以外の額については、以下の表に規定する額とする。			1 料金 (1)、(2) 【略】 (3) 前2号以外の額については、以下の表に規定する額とする。		

地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

		種別	金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央市民病院	特室	1人1日につき <u>3万4,000円</u>	面積が約27～30㎡の個室
		個室A	1人1日につき <u>1万7,000円</u>	面積が約20～26㎡の個室
		個室B	1人1日につき <u>1万2,500円</u>	面積が約15～18㎡の個室
		個室C	1人1日につき <u>1万円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	西市民病院	特室	1人1日につき <u>2万7,000円</u>	面積が約28㎡の個室
		個室A	1人1日につき <u>1万2,500円</u>	面積が約14㎡の個室
		個室B	1人1日につき <u>1万円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	西神戸医療センター	個室A	1人1日につき <u>1万5,500円</u>	面積が約17㎡の個室
		個室B	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	面積が約15㎡の個室
		2人個室	1人1日につき <u>1万円</u>	
		産科個室A	1人1日につき <u>1万5,500円</u>	面積が約17㎡の個室
		産科個室B	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	面積が約15㎡の個室
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	神戸アイセンター病院	個室A	1人1日につき <u>1万7,000円</u>	面積が約22㎡の個室
		個室B	1人1日につき <u>1万2,500円</u>	面積が約18㎡の個室
		個室C	1人1日につき <u>1万円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
		種別	金額	摘要
病室 使用 加算 額	中央市民病院	特室	1人1日につき <u>3万円</u>	面積が約27～30㎡の個室
		個室A	1人1日につき <u>1万5,000円</u>	面積が約20～26㎡の個室
		個室B	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	面積が約15～18㎡の個室
		個室C	1人1日につき <u>9,000円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	西市民病院	特室	1人1日につき <u>2万4,000円</u>	面積が約28㎡の個室
		個室A	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	面積が約14㎡の個室
		個室B	1人1日につき <u>9,000円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	西神戸医療センター	個室A	1人1日につき <u>1万4,000円</u>	面積が約17㎡の個室
		個室B	1人1日につき <u>1万円</u>	面積が約15㎡の個室
		2人個室	1人1日につき <u>9,000円</u>	
		産科個室A	1人1日につき <u>1万4,000円</u>	面積が約17㎡の個室
		産科個室B	1人1日につき <u>1万円</u>	面積が約15㎡の個室
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	
	神戸アイセンター病院	個室A	1人1日につき <u>1万5,000円</u>	面積が約22㎡の個室
		個室B	1人1日につき <u>1万1,000円</u>	面積が約18㎡の個室
		個室C	1人1日につき <u>9,000円</u>	
		準個室	1人1日につき <u>4,000円</u>	

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後				変更前			
分娩料	1児につき	10万5,000円	時間外は20パーセント増し、深夜は40パーセント増しとする。	分娩料	1児につき	10万5,000円	時間外は20パーセント増し、深夜は40パーセント増しとする。
備考				備考			
1 本市に住所を有しない者に係る料金の額は、この表に規定する額の30パーセント増しとする。				1 本市に住所を有しない者に係る料金の額は、この表に規定する額の30パーセント増しとする。			
2 この表において「時間外」とは、休日（就業規則に規定する休日を含む。以下同じ。）以外の日にあつては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあつては午前6時から午後10時までをいう。				2 この表において「時間外」とは、休日（就業規則に規定する休日を含む。以下同じ。）以外の日にあつては午前6時から午前9時まで及び午後5時から午後10時までを、休日にあつては午前6時から午後10時までをいう。			
3 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。				3 この表において「深夜」とは、午後10時後から翌日午前6時前までをいう。			
4 病室使用加算額については、この表の金額をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額とする。ただし、料金を変更する場合は事前に市民等に周知し透明性を確保する。				4 病室使用加算額については、この表の金額をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額とする。ただし、料金を変更する場合は事前に市民等に周知し透明性を確保する。			
5 病室使用加算額については、2人用の病室を使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。				5 病室使用加算額については、2人用の病室を使用者の申出により理事長が病院の管理上特に支障がないと認めて1人で使用することを許可した場合は、100パーセント増しとする。			
<u>6 病室使用加算額における準個室とは、4床室に間仕切り家具を設置するなど、他の病室と比較してプライバシー確保により配慮した個室風の病室をいう。</u>							
(4) 前3号に規定がないものについては、実費等を勘案し別に理事長の定める額とする。また、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定				(4) 前3号に規定がないものについては、実費等を勘案し別に理事長の定める額とする。また、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定			

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構 第4期中期計画（案）

変更後	変更前
<p>により非課税とされるものを除く診療料等については、それぞれ当該各号により算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 料金の減免</p> <p>【略】</p>	<p>により非課税とされるものを除く診療料等については、それぞれ当該各号により算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>2 料金の減免</p> <p>【略】</p>
<p><b>第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項</b></p>	<p><b>第11 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項</b></p>
<p>【略】</p>	<p>【略】</p>

（\_\_\_\_\_は、改正部分を示す。）

## 意 見 書

令和 7 年 1 月 27 日に開催される評価委員会に所用があつて出席できないため、以下の意見を書面にてお届けいたします。

株式会社クロシェホールディングス  
代表取締役 沼部 美由紀

- ・ 中期目標および中期計画の変更点については異論ない。
- ・ 西市民病院の再整備について、事業全体を改めて精査し見直しを行っているとのことだが、DX 推進による業務効率化など更なる改善を図っていただき、開院時期が延期となった期間を有効に活用してもらいたい。

以上